

議案第3号

加西市消費生活センター条例の制定について

加西市消費生活センター条例を、別紙のとおり制定する。

平成30年2月28日提出

加西市長 西 村 和 平

加西市消費生活センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定に基づき、加西市消費生活センター（以下「センター」という。）の組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 加西市消費生活センター

位置 加西市北条町北条28番地の1

(消費生活センター長及び職員)

第3条 センターには、センターの事務を掌理するセンター長及びセンターの事務を行うために必要な職員を置くものとする。

(消費生活相談員の配置)

第4条 センターには、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員として置くものとする。

(消費生活相談員の人材及び処遇の確保)

第5条 市長は、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講じるものとする。

(消費生活相談等の事務に従事する職員に対する研修)

第6条 市長は、法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理)

第7条 市長は、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。

(補則)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(審議資料)

相談件数の増加と複雑化する消費生活問題に対応するため、加西市地域交流センターに設置している「加西市消費生活相談窓口」の相談体制を強化し、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づき「加西市消費生活センター」を設置するもの。
(後掲の政策等の形成過程説明資料参照)

政策等の形成過程説明資料

平成30年3月定例会

議案等の件名	議案第3号	政策等の区分	計画・事業	<input checked="" type="radio"/> 条例
	加西市消費生活センター条例の制定について		その他()	

①【政策等を必要とする理由】

平成30年3月末に県の東播磨消費生活センターが閉鎖され、消費生活相談業務が兵庫県生活科学総合センターに統合されるため、各市町への相談件数の増加が懸念される。
相談件数の増加と複雑化する消費生活問題に対応するため、加西市地域交流センターに設置している「加西市消費生活相談窓口」の相談体制を強化し、消費者安全法(平成21年法律第50号)第10条の2第1項の規定に基づき「加西市消費生活センター」を設置するもの。

②【検討した他の政策等の内容】

特になし

③【他の自治体の類似する政策との比較】

県内33自治体が消費生活センターを設置している

④【総合計画における位置づけ】

基本方向	
基本計画	

○その他の計画(該当する場合にのみ記載)

計画名称	
策定年度	
計画期間	

⑤【関連する法令及び条例、規則】

- ・消費者安全法
- ・加西市消費生活相談員設置要綱

⑥【政策実現に係る事業費及び財源】

(単位:千円)

総事業費	国・県支出金	市債	その他特財	一般財源
7,263	3,675			3,588

(注)事業が複数年に渡る場合は、総事業費ベースで記入

⑦【将来にわたる政策実施に係るコスト計算】

⑧【市民参加の状況】

有 ・ 無

(パブリックコメントを実施した場合は、その結果も含む)

⑨【政策の効果予測】

平成30年3月末の県の東播磨消費生活センターの閉鎖に対応するため、平成29年10月に西脇市と協定を締結し、両市の市民がどちらの市でも相談できる体制を整備した。消費生活相談員を1名(週3日勤務)増員し、相談日を週4日から5日(月～金)に増やすことで、相談体制の充実と、消費トラブル防止のための啓発活動に力を入れることで、市民の被害防止が期待できる。

担当部局	担当課	添付資料の有無
ふるさと創造部	ふるさと創造課	有 <input checked="" type="radio"/> 無